

事業者各位

契 約 課 長

低入札価格調査制度の改正について（通知）

日頃より、市川市の公共事業にご協力いただきありがとうございます。
令和 5 年 4 月 1 日以降に市川市が発注する建設工事及び工事に関連する業務委託の低入札価格調査制度
について下記のとおり改正を行いますので、お知らせいたします。

記

1. 主な改正内容**（1）調査対象の基準額を引上げについて**

調査対象の基準額を下記のとおり改正します。

- （新）設計金額が **5,000 万円超（災害復旧工事は 1 億円超）**
（旧）設計金額が 3,000 万円超

（2）失格判定基準の強化（設計金額が 1 億円超の場合）

入札時の内訳書の費用別失格基準を設定し、内訳書の各費用が、失格判定基準価格を 1 つでも下回った場合失格とします。

失格判定基準価格

工事	直接工事費の 75%、共通仮設費の 70% 現場管理費の 70%、一般管理費の 30%
測量業務	直接測量費の 80%、測量調査費の 80% 諸経費の 40%
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の 80%、特別経費の 80% 技術料等経費の 60%、諸経費の 60%
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の 80%、直接経費の 80% その他原価の 80%、一般管理費等の 30%
地質調査業務	直接調査費の 80%、間接調査費の 80% 解析等調査業務費の 75%、諸経費の 40%
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の 80%、直接経費の 80% その他原価の 90%、一般管理費等の 30%

※上記の割合は本通知の通知日時点のもので、入札に際しては最新の要綱をご参照ください。

(3) 調査体制の強化

①書類不備による調査中止（失格）

作成要領を規定し、書類不備の場合は低入札価格調査を中止（失格）とします。

②履行がされないおそれの判断基準

「履行がされないおそれに関する基準」を規定し、該当する場合は失格とします。

- 1 設計仕様等に適合しない場合
- 2 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
- 3 建設副産物の処理が適正でない場合
- 4 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- 5 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合

(4) 履行確保の強化

①技術者の増員（工事のみ）

過去2年以内に完成した本市発注工事で、次のいずれかに該当する場合は、配置技術者の1名増員を義務づけます。

- (1) 60点未満の工事成績評定を受けている者
- (2) 工事完成検査等で補修（軽微な手直し等を除く。）又は、引き渡し後に、契約不適合で補修や損害賠償等を請求された者
- (3) 品質管理等に関し、競争参加資格停止を受けた者
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

②競争参加資格停止措置の強化

施工状況と低入札調査の内容が著しく乖離していることが判明した場合は、競争参加資格停止を行うことができるものとします。

また、粗雑工事による競争参加資格停止の期間を延伸します。

2. 市川市建設工事等契約関係基準集の改正について

上記の改正に伴い、市川市低入札価格調査制度に関する要綱の改正を行います。

令和5年4月1日に市公式Webサイトに掲載予定です。

3. 添付書類

別紙 主な改正内容について

問合せ先 財政部 契約課 工事グループ
(電話：047-712-8593)

主な改正内容について

低入札調査の前

(1) 調査対象の基準額を上げ

低入札調査対象	現在	改正後
設計金額	3,000 万円超	5,000 万円超 (災害復旧工事は 1 億円超)

(2) 失格判定基準の強化

追加事項	失格となる基準の内容
入札時の内訳書の費用別失格基準 (設計金額 1 億円超)	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の各費用が、失格判定基準価格(※)を 1 つでも下回った場合 ※失格判定基準価格(工事の場合)：直接工事費の 75%、共通仮設費の 70% 現場管理費の 70%、一般管理費の 30%

(3) 調査体制の強化

	追加事項	内容
①	書類不備による調査中止(失格)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査表の作成要領を規定し、書類不備の場合は、低入札価格調査を中止(失格)する。 (但し、市が認めた場合は 1 回に限り追加提出のみ認める。)
②	履行がされないおそれの判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「履行がされないおそれに関する基準」を規定する。 該当する場合は失格とする。

(4) 履行確保の強化 (低入札調査を経て契約した場合の制約の追加)

	追加事項	内容
①	技術者の増員(工事のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去 2 年以内に完成した本市発注工事で、次のいずれかに該当する場合は、配置技術者の 1 名増員を義務づける。 (1) 60 点未満の工事成績評価を受けている者 (2) 工事完成検査等で補修(軽微な手直し等を除く。)又は、引き渡し後に、契約不適合で補修や損害賠償等を請求された者 (3) 品質管理等に関し、競争参加資格停止を受けた者 (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者
②	競争参加資格停止措置の強化	<ul style="list-style-type: none"> <施工中> 施工状況と低入札調査の内容が著しく乖離していることが判明した場合は、競争参加資格停止を行うことができる。 <完成後> 粗雑工事による競争参加資格停止の期間を延伸する。

低入札調査の時

契約締結後